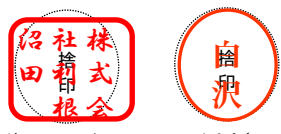


利用権設定 記入例



- 中間管理事業
- 法人（解除条件付き貸借）

1 利用権を設定するもの

※太枠の部分のみ記入してください。

提出日 年 月 日

借 り 手 利用権の設定を受ける者	住 所	沼田市下之町888	法人が借り手の場合は チェックしてください。	連絡先・電話番号	
	氏名又は名称	株式会社 利根沼田		0278 - 23 - 2111	
貸 し 手 利用権を設定する者	住 所	沼田市白沢町平出135-1		連絡先・電話番号	
	氏名又は名称	白 沢 花 子	0278 - 53 - 2111		

2 利用権設定の始期

告示の日

3 利用権を設定する土地の各筆の明細

町	所在地	地番	地目	面積	利用目的	告示日から	期間	借借借	10a当	備考
白沢町	後大反	100番1	畑	1235 m ²	普通畑	令和10	10年	<input checked="" type="checkbox"/> 貸貸借 <input type="checkbox"/> 使用貸借権	<input checked="" type="checkbox"/> 10a当 <input type="checkbox"/> 一筆当 15,000円	新・再 農・一
所有者以外の権利者	住 所				告示日から	年12月24日まで	年間	<input type="checkbox"/> 借貸借		新・再 農・一
町				m ²		告示日から	年12月24日まで	年間		新・再 農・一
所有者以外の権利者	住 所				告示日から	年12月24日まで	年間	<input type="checkbox"/> 使用貸借権		新・再 農・一
町				m ²		告示日から	年12月24日まで	年間	<input type="checkbox"/> 貸貸借 <input type="checkbox"/> 使用貸借権	10a当 一筆当
所有者以外の権利者	住 所				告示日から	年12月24日まで	年間	<input type="checkbox"/> 使用貸借権		新・再 農・一
町				m ²		告示日から	年12月24日まで	年間	<input type="checkbox"/> 貸貸借 <input type="checkbox"/> 使用貸借権	10a当 一筆当
所有者以外の権利者	住 所				告示日から	年12月24日まで	年間	<input type="checkbox"/> 使用貸借権		新・再 農・一
町				m ²		告示日から	年12月24日まで	年間		新・再 農・一
利用権設定する土地の合計面積	農地	採草放牧地	その他	m ²						備考
利用権の設定を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積	契約前の農地		契約後の農地	m ²						

4 借賃支払方法(貸貸借のみ)

現金払い・物納・口座振込 により 毎年 月末までに支払い

5 利用権の設定等を受ける者(借り手)の農業経営の状況等

氏名又は名称	株式会社 利根沼田	性別	男・女	年齢		農業従事者数		事務局記入欄
主たる経営作目	世帯員(構成員)の農作業の従事及び雇用労働力の状況				主な農機具の所有状況			
蒟蒻 枝豆	世帯員(構成員)	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	認定 農業 業者	
		農業従事者	農業補助者		トラクター	2台		
	男	5人	主として農業に従事する者 3人	300 /年間	耕うん機	2台		
女	5人	従として農業に従事する者 3人						

6 共通事項

裏面のとおりに

担当農業委員又は農地利用最適化推進委員
推進委員 沼田 太郎

6 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、3の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予することができる。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、3の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は3の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ沼田市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。

ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 公租公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。

ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき沼田市が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。

ただし、甲、乙及び沼田市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び沼田市が協議して定める。